

## 【行政法】

下記の問題1及び問題2について、それぞれ解答しなさい。

### 問題1（行政法総論）

〔設問1〕 行政手続法制定前の判例においては、行政処分の違法事由（取消事由ないし無効事由）となるのはどのような手続の瑕疵であると判断されていたか、代表的判例を2件あげて答えなさい。

〔設問2〕 行政手続法制定後において、行政処分の違法事由（取消事由ないし無効事由）となるのは、同法所定のどのような手続に瑕疵がある場合をいうと解されているかを答えなさい。

### 問題2（行政救済法）

A県住民Xが、A県情報公開条例（以下「本件条例」という）に基づいて、公文書の公開請求をしたところ、A県知事Yは、当該公文書の非公開決定をした。Xは、この決定を不服として、取消訴訟（行政事件訴訟法3条2項）を提起した。その訴訟係属中において、当該公文書が書証として提出された。このような場合に、上記取消訴訟の訴えの利益は消滅するか否かを検討しなさい。

なお、本件条例は、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めている（1条）。本件条例における公文書の公開とは、実施機関が本件条例の定めるところにより公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいい（2条3項）、県内に住所を有する者や県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体等は、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる（5条）。実施機関は、本件条例に基づき公文書の公開を求める請求書を受理したときは、請求に係る公文書の公開をするかどうかの決定をしなければならないものとされている（8条1項）。

※ 解答用紙の記入に際しては、問題1、問題2と見出しをつけて記入しなさい。